

令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金募集要綱

- 趣 旨 佐賀県では、令和5年7月8日から発生した令和5年7月九州北部豪雨災害を受け、被災された方を支援するため、災害義援金を募集する。
- 義援金の名称 令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金
- 受付期間 令和5年7月18日（火）から令和6年3月29日（金）まで
- 義援金の配分 集まった義援金については、日本赤十字社、佐賀県共同募金会等他団体の募集による義援金とともに集約した上で、「令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金配分委員会」において、被災市町への配分額を決定する。
- 実施主体 佐賀県
- 義援金受入口座

佐賀県

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3090354	佐賀県健康福祉部社会福祉課 課長 三浦 正樹

日本赤十字社佐賀県支部

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	呉服町支店	(普) 2060633	日本赤十字社佐賀県支部 支部長 山口 祥義

佐賀県共同募金会

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	(普) 3044860	社会福祉法人佐賀県共同募金会 会長 陣内 芳博
ゆうちょ銀行	(記号・番号) 00940-7-284943		佐賀県共募令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金

- 現金受付窓口 佐賀県健康福祉部社会福祉課
- 税制優遇措置及び受領書等について
県、佐賀県共同募金会及び日本赤十字社佐賀県支部で受付した義援金は、税制優遇措置の対象となる。県、佐賀県共同募金会及び日本赤十字社佐賀県支部で受領書を発行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。ただし、佐賀県共同募金会にゆうちょ銀行口座を加える改正規定は、令和5年7月19日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月5日から施行する。